

総務文教常任委員会記録

令和4年5月20日

【開催日】 令和4年5月20日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時45分～午後2時3分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	税務課長	矢 野 徹
税務課課長補佐	桑 原 睦	税務課収納係長	永 谷 真 史
税務課収納係主任	村 田 直 美	税務課市民税係長	山 根 和 之
税務課市民税係主任	林 美由紀	税務課固定資産税係長	梅 田 典 子
税務課固定資産税係主任	光 永 正 志		
教育長	長谷川 裕	教育部長	藤 山 雅 之

【事務局出席者】

事務局長	河 口 修 司	庶務調査係長	田 中 洋 子
------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 承認第2号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 2 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 3 陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応

午前10時45分 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。これより、総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査内容は、お手元にあります資料のとおりであります。最初に、承認第2号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について、執行部の説明を求めます。

矢野税務課長 それでは、承認第2号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分についての概要について御説明いたします。今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和4年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例及び山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の市税条例の改正の主な内容としては、大きく二つが挙げられます。一つ目は、アの固定資産税の税負担軽減措置です。地方税法において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により、県知事等から貯留機能保全区域に指定された区域内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を指定された日から3年度間は、その価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。これは、地域決定型地方税制特例措置として市が特定割合を定めるもので、いわゆる「わがまち特例」の規定になりますが、山陽小野田市では、現在の状況から参酌基準以外とする特段の理由はないとして、参酌規定の4分の3と規定しています。二つ目は、イの固定資産税（土地）に係る負担調整措置です。激変緩和の観点から、令和4年度に限り、負担調整率が60%未満の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行は評価額の5%

のところを、2.5%とされました。商業地等の宅地の税額は（ア）から（ウ）によって求められますが、今回の改正規定は（イ）の区分に当たるものです。その他として、DV、ストーカーや児童虐待などの行為の被害者保護の観点から、固定資産税課税台帳の閲覧や諸証明を交付する場合において、住所の削除などの必要な措置を講じることができることが法令上明確化されたことによる規定の整備のほか、法改正による条ずれ、項ずれに対応するものです。説明は以上です。審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 ただいま執行部からの説明がありました。質疑を求めます。質疑はございませんか。

笹木慶之委員 二つほどお尋ねします。まず、税負担の軽減措置に関することですが、対象地域はないんですか。

矢野税務課長 こちらは、全国で現在8か所が指定されておまして、県内にはもちろんございません。例えば、東京都、神奈川県ほかを流域に持ちます鶴見川や、大阪府を流域に持つ淀川など、全国で8河川が指定されている状況でございます。

笹木慶之委員 これはテクニックの問題ですが、そういう場合にこの改正は要るんですか。条例の中に適用が全くない、特定河川が指定されていて、適用がないにも関わらず、この条例を設けること自体の必要性はどう思われますか。

川地総務部長 今のこの件につきましては、わがまち特例という条例でございます。地方税法がいろいろ変わりました、税務課長が申しあげましたように対象地域は限られておりますけども、今後法律が変わったり対象河川が来た場合に、かなり遡って議論しなければならないということもございまして、項ずれ、条ずれの可能性も出てまいりますので、各市町村

ともにこういった形であっても、こういった参酌基準を決める場合については、その都度、対象がなかったとしても、一応条例の中に加えて改正をしていこうという考えの下、この度も改正いたしたいという考えでございます。

笹木慶之委員 準則どおりということでしょうけど、ちょっと疑問に感じます。いわゆる法律で河川が特定されているわけで、それに基づいてというのは、今後起これば入れることはあれだけど、どうかなという気がしますので、一応意見として申し上げておきます。それから、その次の固定資産税に係る負担調整措置の問題ですが、この中で（イ）の部分について変わってきたということですが、これについての影響額というのはどのようにお考えでしょうか。

矢野税務課長 5%から2.5%に上昇幅を引き下げられたことによる影響額でございますが、山陽小野田市の総筆数というのが約12万7,000筆でございます。そのうち、商業地等に係る筆数が約5,500筆、その中で、この60%未満に当たるところというのが約250筆で、筆数の全体の割合ですと0.2%、金額にすると、都市計画税と合わせて約50万円程度の減額を見込んでおります。

伊場勇委員 裏面の（ウ）のところ、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等とありますが、これが認められる場合というのはどういった場合でどういうふうに認めるのか、どういうふうに判断するのか教えてください。

梅田税務課固定資産税係長 現在、市民課において、DVの届出というのを受け付けております。大変申し訳ありませんが、正式名称は覚えていないんですが、そのお届けをされて、御自身から任意で申出をされる場所というのも含めて、お申出をされるに当たっては警察とも御相談をするようにというのがあったと思われまますので、その辺りから、御本人が申

し出て心身に危害があると思われていらっしゃるからお届けがある、そのお届けがあった以上はその可能性があるというふうに把握して、補足していくようになるかと思えます。

伊場勇委員 でしたら、認定は申出があつて警察にも相談したということを確認すると、市が認定を出すということなんですね。

梅田税務課固定資産税係長 市が認定をするというわけではなく、そのDV支援者として支援措置をしていただきたいというお申出があつたということをもって、うちとしてはその要支援者という把握をさせていただくということです。

宮本政志副委員長 (ア)に戻りますけど、これは、貯留機能保全区域に指定されるからなるべく下げてあげようという前提があると解釈したらいいんですか。まず、その点をお聞きします。

矢野税務課長 認定されますと、用途性も限定されるので、その利用価値が下がることから評価も下がるということです。

宮本政志副委員長 そうすると、これは3分の2以上、6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定めると書いてあるので、この範囲内では、本市の条例で定められますよと。ただし、本市は国の規定である4分の3を採用していますよということでしょ。なんで国の4分の3に合わせているんでしょうか、根拠は何でしょうか。

矢野税務課長 先ほど、県内あるいは山陽小野田市内で指定されている河川はないというお話をしました。特段配慮する案件等があれば、参酌規定以外、例えば一番納税者にとって有利な割合を選択することもあるかと思うんですが、今現在で指定されたものがないことから、特段参酌規定を否定する材料がないということで、本市の条例でも参酌規定を規定す

ることとしております。

宮本政志副委員長　そうすると今は国に合わせているけど、可能性は別にして、実際に指定された場合は、その土地の所有者に対して十分考慮して変更もあり得るよという受け止め方でいいですか。

矢野税務課長　改正時期にもなるんですが、当面、当初というのは4分の3と規定ということになるかと思えます。その後、状況にもよると思うんですが、割合をどうするかというところはまた再考することになるかと思えます。

長谷川知司委員長　ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。これより、承認第2号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長　全員賛成により、本件は承認すべきものと決定いたしました。次に、承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について審議いたします。執行部の説明をお願いいたします。

矢野税務課長　それでは、引き続きまして承認第3号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和4年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。市税条例等の一部改正の説明の際に使用した「専決処分についての概要」に沿って御説明いたします。今回の都市計画税条例の改正の主な内容としては、大きく二つが挙げられます。一つ目は、都市計画

税の税負担軽減措置です。固定資産税と同様に都市計画税においても、貯留機能保全区域に指定された区域内にある土地について、指定された日から3年度間はその価格に4分の3を乗じて得た額とすると規定しています。二つ目は、土地に係る負担調整措置です。固定資産税と同様に都市計画税においても、令和4年度に限り、負担調整率60%未満の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減することと規定しています。その他、法改正による項ずれに対応するものです。説明は以上です。審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

伊場勇委員 先ほどの承認2と同じことかもしれませんが、固定資産税も都市計画税も減る方がいらっしゃるということで、お知らせはどのようなふうになっているんですか。令和3年度分だけじゃないですか。それをちゃんと伝えておくべきかなと思ったんですけど、その点どうですか。

矢野税務課長 特に負担調整率がというところでのお知らせは個別には行っておりません。当初の納税通知書の記載で御承知いただくということで、対応させていただいております。

岡山明委員 この対象になる件数と金額がどのくらいになるか、分かれば教えていただけないですか。

矢野税務課長 先ほど固定資産税のほうで影響額のところでも、少しお伝えしたんですが、全体の筆数としては約250筆となります。これが複数の方、複数の筆をお持ちの方もいらっしゃいますので、人数的なものは、今回把握できておりません。

岡山明委員 250筆程度、該当者がいらっしゃるという状況で、市としては金額的にどういう状況になりますか。

矢野税務課長 先ほど都市計画税と合わせて50万円ということで、内訳としましては、固定資産税で約40万円、都市計画税で約10万円減額になります。本来は5%徴収するところが2.5%の上昇ということになりますので、減収ということにはなりません。

岡山明委員 そうすると今回二つあるんですけど、2号と3号を合わせてトータル金額的に100万円弱という状況ですか。

矢野税務課長 はい、両方合わせると50万円程度になります。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑を終わります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。これより、承認第3号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成により、本件は承認すべきものと決定いたしました。以上で、総務文教常任委員会をここで暫時休憩いたします。どうも御苦労様でした。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

長谷川知司委員長 総務文教常任委員会を再開いたします。本日の審査内容3、陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）。この件につきましては、過去、教育長に2回来ていただき、また今月12日には中村眞也氏にも来ていただいて話を聞いており

ます。それらを含めて、執行部から説明をお願いいたします。

長谷川教育長 本日は、委員の皆様には本当にお疲れのところ、時間を割いていただきありがとうございます。この度は、教育委員である中村眞也氏に係る件で総務文教委員会各委員の皆様には複数回にわたりまして、委員会で審議していただき、多大な御苦勞と御心痛をお掛けしておりますことに、まずもっておわび申し上げたいと思います。また、市民の皆様には、この度の件で教育への信頼を揺るがしてしまったことに対して、教育委員会を統括する教育長として深くおわび申し上げたいと思います。本日は、昨日開催いたしました教育委員会5月定例会におきまして、この度の件を取り上げ、再度協議いたしましたので、その報告を本委員会でさせていただきたいということで、時間を割いていただいたということでございます。どうかよろしくをお願いいたします。それでは、私から、昨日の協議内容を皆さんに御報告させていただけたらと思います。ここからは着座にて報告させていただきます。ここからは、教育委員会会議の中での報告ですので、口調が少し変わるかもしれませんが、お許してください。それでは、私からは、2月10日付けで、伊藤實氏から教育長並びに教育委員に寄せられた要請文に係る件について御報告させていただきます。この件は、教育委員である中村眞也氏が「私たちはふるさとの発展のため天文館、青年の家研修棟の再建を要望します」という表題での市長宛て署名運動の発起人に、御自身の名前を連ねたことが、個人的な価値判断からの中立性が保たれておらず、公平公正な立場で教育行政を推進する教育委員としてふさわしい行動とは言えない。ついては、今後、市民が惑わされることがないよう事実確認をし、対処いただくよう要請するものでございます。この件に関しましては、教育委員の皆さんにも協議いただいたところですが、議会での対応もございましたので、これまでの経過を改めて確認し、皆さんの御意見を再度お聞きしたいと思います。今年1月11日頃、埴生地区で、「天文館、青年の家研修棟の再建を要望する」署名運動が行われていることを耳にいたしました。その発起人に埴生地区ふるさとづくり協議会会長である

中村眞也氏の名前が書かれていることを知りました。天文館、青年の家研修棟は、教育委員会の所管でもあり、中村氏にこの経緯を確認する必要があると考え、1月13日に本人を呼び、ことのいきさつをお聞きいたしました。この署名運動の発起人に名前を連ねたことは事実であり、天文館、青年の家研修棟が解体された後に、この地域の再開発と環境整備を行ってほしいという思いから名前を連ねることに同意した旨を確認いたしました。その際、私からは、このように個人の価値観で他に働きかけることは、公人である私たちが留意すべき事案であること。そして、山陽小野田市の教育委員として、市全体の教育行政のかじ取りを行っているということの自覚を持って行動してほしい旨のお話をいたしました。そして、2月10日付けで伊藤實氏から、教育長と教育委員宛ての要請文を受け取った次第です。調査については、1月13日に御本人からお話をお伺いいたしましたので、この要請文の内容について、他の教育委員がどのようにお考えになるか御意見を聞く場を設けました。他の委員からは、この度の署名運動に教育委員としての立場を有する者が発起人として名を連ね、特定の主張を展開することは望ましいとは言えない旨の御意見をいただきました。中村委員も他の教育委員さんの御意見を重く受け止められ、埴生地区ふるさとづくり協議会会長の立場と山陽小野田市教育委員の立場を両立させることは難しいと判断され、2月21日には埴生地区ふるさとづくり協議会会長を辞任されたという報告を受けております。以上のことは、3月17日の総務文教常任委員会でも報告させていただきました。また、同日に行われた3月教育委員会定例会では、総務文教常任委員会で話し合われたことについて報告しています。さらに、4月27日総務文教常任委員会が開催され、3月教育委員会定例会での発言について説明が求められました。その後、この件に関しましては、中村眞也氏本人から事情を聴取する必要があるとのことから、先日5月12日に総務文教常任委員会が開かれ中村氏本人からの参考人聴取が行われたところです。この意見聴取について、「中村委員から要旨のみで結構ですので御報告願えますか」ということで、中村委員の発言を求めました。中村委員からです。5月12日10時、総務文教常任

委員会で、議会への陳情書に対する参考人として審査に協力いたしましたところ。署名活動に、名を連ねる行為は、埴生ふるさとづくり協議会会長名であるとしても、教育委員の肩書を持つものが、一主張に賛同を求めることは、政治的行為に当たり、政治的中立性に反することになり、遺憾であり、深く反省し、市民に、また、市民の代表者である議会に御迷惑をお掛けしたことを謝罪いたしました。ここにおいても同様の謝罪をしたいと思います。教育委員会の中でのことです。「二度とこういうことがないよう、反省と責任を痛感し、埴生ふるさとづくり協議会会長職を、先ほど教育長からもありましたが、2月21日付をもって辞任しました。今後、同様の疑念が生じる可能性がある行動については、事前に教育委員会で確認の上、行動するようにしたいと思っています。教育長をはじめ教育委員、教育委員会事務局に大変御迷惑をお掛けしたことをおわびいたします」という発言をされました。それに対して、私から、「他の委員から御質問はありますか」ということで意見を求めたのですが、特にございませんでした。ただ、では、各委員からこの度の場合に対する御意見と今後私たちが留意すべきと考えたことについて御発言くださいということで、お1人ずつから、御自身のお考えをお聞きしました。砂川委員からです。「教育長から連絡がありましたので、つまり発言の連絡もありましたので、話を分かりやすくするために、私も短い文章で、私の意見を述べさせていただきたいと思います。私どもが、教育委員に任命されたときは、「教育委員としての心構え」という冊子を頂き、教育の中立性をきっちりと守り、特に政治に関しては、一切関与してはいけないと厳しく言われています。中村委員さんのこの件に関しては、ある市民の方から、中村教育委員さんを除いて、教育長、その他の教育委員3名宛てに要請文を頂きました。その要請文については、教育長室で、教育委員全員でしっかり話し合い、教育委員としては不適當な行動であるとの結論になり、中村教育委員さんは署名運動から削除していただくことが適當ということになりました。今後は、このことをきっちりと反省して、私ども教育委員の中立性を堅持して教育委員会活動を努力してまいります。一応簡単ですが、私の意見とさせてもら

います」という発言がございました。続いて、竹田委員です。「私としても、教育委員さんが最初にチラシをくださったときに、名前がありましたことが、そのときに、えって正直思いました。それでも、あのときに、私が持った疑問を口に出すこともなく、引っ込めてしまったといえますか、それが間違っていたなと思うのと、あとは、公人であるということの立場で発言するということの重みを当初から自分なりに気を付けたつもりでもあります。なので、本当に委員同士のそういう行動というのは、事前に話し合うというような場もないわけなので、お互いがお互いをというのではなく、これから自分自身、本当に気を付けて中立性のある行動と言動をしなければならないなと思っております。以上です」。

口で言われたことですので、ちょっとおかしなところもあるかもしれませんが、竹田委員の思いの中には、自分自身が、個人がやっぱり気を付けていかなくてはならないという思いが最後に表れていると思います。

続きまして、末永委員からです。「この度の中村委員の署名運動の件については、教育委員という立場でありながら、特定の主張を展開するというのは望ましくないというふうに私自身も思っています。私自身は、保護者という立場ですが、より一層自覚を持って、公平公正な中立な立場で、教育行政を推進していきたいというふうに、改めて実感したところですよ」という意見を頂きました。それから私が、次のように続けています。「では、最後に、私からこの度の件について教育長としての思いを述べさせていただきます。中村委員が署名活動の発起人に名を連ねたことは、埴生地区ふるさとづくり協議会会長としての主張なので大丈夫だろうという甘い認識の上での行動でした。教育委員以外の立場での言動は何でも許されるというものではないことを深く自覚するべきです。また、教育委員は、市の教育行政を担う執行機関の一員であるという自覚を持ち行動する必要があります。この度の署名活動のように個人の価値観で他に働きかける行為は、公人として望ましくなく、このようなことが、教育委員に求められる中立性の意味することに通じていると考えます。ついでに、特定の主張を展開することで市民の皆さんを惑わしてしまったこと、自分自身の疑義を招く言動により教育への信頼を揺るが

してしまったことは、誠に遺憾であり、中村委員には強く反省を求めます。そして、私自身、教育委員会を統括する立場にある教育長として市民の皆さんに深くおわびを申し上げます。今後は、このような疑義を招くような言動は厳に慎み、これからも市民の負託に応えられるよう、教育委員は教育行政の執行機関の一員であるという責任を自覚し、より一層民意を反映した教育行政を実現していくために不断の研さんに努める必要があると考える。私からの報告は以上でございます」。この最後に、「なお、協議したことにつきましては、明日の総務文教常任委員会で、私から謝罪を含めて報告させていただきます」という言葉で、報告を締めくくっております。以上でございます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑はございますか。

笹木慶之委員 今教育長から、経緯についての最終的なものと思われま報告が示されました。私たちは、実は5月12日に、先ほどございましたように、参考人招致ということで、中村眞也さんにこちらに来ていただいて、そして、御自分からいろいろな発言を確認しました。まず、一番懸念しましたことが、今まで教育長から報告があったことについて、御本人の報告とそごはないかということですね。一応確認をいたしました。それについては、私は全くそごはなかったと思っております。ただ、そのときに経緯の中で、中村眞也さんの発言の中で、やはりお断りの気持ちが最初になかったような感じがちょっとございました。ただ、それはいろいろ話を聞いていく中で、御本人がやっぱり気が付かれたんだろうと思うんですけど、一番大事なことを忘れておったという形で、市民の皆さん、それから議会へのお断りと言いますかね、不適切な対応であったということの断りが実はあったわけです。それを踏まえて、先ほどの教育長の発言があったわけですが、一連の流れそのものとして、私自身は聞いたところに全くぶれはないというところで、最終的なものが確認できたんじゃないかなというふうに思っております。そういう考え方で

す。

長谷川教育長 この度の件について、私も報告をいろいろさせていただきましたけれども、こういった委員の皆様にご苦勞を掛けた根底には、私がやはり教育委員会会議の中で、このことについて、市民の皆さんにも報告する義務があったのではないかと。つまり、教育委員会内で話し合うことの透明性について、いろいろ御指摘いただいた、そういったものでの反省、私自身の反省、そういったものを感じております。この度は改めて、先ほど御報告したことについて協議をさせていただいたところでございます。委員の皆さんにも御指摘いただきまして、本当にありがとうございました。

伊場勇委員 今のことが理由になるかと思うんですけども、3月17日の教育委員会定例会のときにもこの件について触れました。その後、5月19日、昨日には内容としっかり謝罪があったということは、この3月17日から昨日までの間で、いろいろ教育長なりの考えが少し変わって、その報告に至ったということによろしいですか。

長谷川教育長 先ほども申し上げました。伊場委員からも、この会議の中で御指摘がございました。この話合いは、議事録の残る、公開の場でされたんですかというふうに、私に御質問されたと記憶しております。そういったところについて、教育委員会内で協議をして、正式の場で、公開の場で協議をしたということは欠落していたなという反省の下に立って、3月17日、教育委員会会議の中で報告させていただいたんですが、その中ではほんの一部について、これまでの経過が全部端折られていましたので、今回は全ての経過をお話しして説明する必要があるかと思ひまして、少し長くなりましたけれども、経過も含めて報告をさせていただきました。

岡山明委員 教育長のお話を聞くと、教育長から公式の場でされたと。中村眞

也さんも同じく前回の委員会で喚問のときに、やはり私に過失があったという話を正式にされました。教育長のお話を聞くと、委員含めた全員で取組を進められると、今後の教育委員会の透明性もしっかり図られるという意味で、今回そういう場になったんじゃないかと思っております。

古豊和恵委員 12月下旬に埴生の自治会長から頼まれたときには、軽くオーケーされた。中村眞也さんは教育委員として中立でないといけないという自覚は、そのときには実際にはなかったわけですね。しかし、その後、教育委員会や議会といろいろ協議した結果、やはり自分は中立性に欠けていたかもしれないという思いを持たれたわけですね。だから、その時点では、教育委員会としては、教育委員としての研修というか、教育委員というのは中立性がないといけないんですよという、そういう勉強会はされてなかったということですね。

長谷川教育長 これは、以前にも御回答した件だと思います。先ほどの砂川委員の発言の中にもありましたように、まず、教育委員に初めてなったときに、そのことについて冊子をお渡しし、確認をいたします。加えて、この度は毎年やる必要があるだろうということで、4月の定例会においては、この資料を用いて、みんなで考えるという場を持っております。それから、やはり選挙等があったときには資料をお渡しして、こういったことが積極的な選挙活動になりますよといった注意も行っていきます。私、校長をしておりましたときにも、教員に対してもそのような指導を行っているところです。これからも、そういったケースによっては、指導していく必要があるだろうというふうに思っています。よろしいでしょうか。

古豊和恵委員 教育長からの話、すごくよく分かります。ただ、私が思うのが、その当時、埴生の自治会長から頼まれて、軽くオーケーしたという、そのとき、なぜ軽く、というのがどうも引っかかっています。いろいろ研修会を開いてこられているということでしたけれども、なぜそこで軽く

オーケーしたというのが、とても引っかかって仕方がないんですけど、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 分かる範囲でお願いします。

長谷川教育長 先ほど私申し上げましたが、やはり甘さがありました。つまり私の指導力が足りなかったということだろうと反省しております。

宮本政志副委員長 分かる範囲で確認させていただきたいのが、中村教育委員以外の委員の方が不適切あるいは不適切な行動でしたねと言っておられると。それから、このような陳情書も出てきて、委員会としても扱っていったと。その総括としては、ふるさとづくり協議会の会長を辞任されて、そして、先ほど長谷川教育長は謝罪をきちっと立って述べられましたし、前回の委員会では、中村委員から確かに謝罪の言葉はありました。ですから、その委員会の中で言葉としての中村委員の謝罪とふるさとづくり協議会の会長を辞任した、この二つをもって、今回の一連の結果として、そういうふうの中村教育委員は考えておられるというふうに認識していいですか。

長谷川教育長 私からは、先ほど中村委員の発言を御紹介いたしましたけれども、言葉が全てであろうというふうに思っています。すみません。分かる範囲ということなので、申し訳ありません。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。では、ここで委員会を暫時休憩いたします。どうもお疲れ様です。

(執行部退室)

午後 1 時 4 5 分 休憩

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたします。先ほど、教育長から昨日の教育委員会会議の報告と、それに伴う教育長としての見解も述べられました。それを受けて、今後この陳情者に対する取扱いを皆様にお聞きいたします。

伊場勇委員 教育長からは謝罪の言葉もありましたし、昨日の教育委員会会議の中での教育委員からの発言等々も御報告していただきました。また、今日明らかになったことを、教育委員会会議の議事録が出来上がったら、それを基に最終的に確認をして、陳情者に対して、この調査と今後の教育行政の推進となるようにというところについての御返事、御回答を作っていくという取扱いでどうかと思います。

岡山明委員 私も同じような意見なんですけど、中村委員、また教育長からも公式の場で謝罪されたという状況があり、教育長から教育行政の透明化を担保するという発言をされましたので、そういう意味で、もう一度、最終的な教育長の言葉を文章にした形で頂いて、最終的な部分で透明性がきっちり取れるという担保を頂いた上での進め方をしていただきたいと思っております。

笹木慶之委員 この陳情書での陳情者の意向は、教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応についてということで、最終的には、「議会として教育委員の対応をしっかりとチェックいただくにとどまらず当該教育委員の不適切な言動の調査を行っていただき適正な教育行政の推進となりますよう陳情いたします」ということなんですよね。だから、あったことをおわびだけではなしに、これから将来にわたって、教育行政がより適正に進むような方向性がなくてはならないということだと思います。今まで当該委員会が調査してきましたが、最初は、教育委員、教育長からの対応について説明を聞いたわけですが、それではやは

り十分ではないということで御本人に来ていただいて、参考人招致ということで御本人から発言を聞きました。るるありましたが、基本的には、本人が言っておられること、教育長からの報告にそごはなかったと私は思いました。ただ、そのときもまだ中村教育委員は、政治的中立性について曖昧な発言をしておられたので、そこで私から問いただしたところ、気が付かれて、自立的に自分が判断しなくちゃならんものがあるが、やはりきちんとした確認を取って進めるという発言をされました。おわびもされました。それを受けて、昨日の教育委員会議で報告をして、そして、公開の場できちんと対応されたということが今報告されましたが、一連の流れを考えたときに、失礼ですけど、教育委員会議の記録をやはりきちんと確認をした中で、やっぱりそれをすべきじゃないかなと思います。そして、今日の委員会での発言をもう1回照合しながらですね、そのことが結果的に適正な教育行政の推進につながるものだと思っておりますので、やはりそこまで整理をしていったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

長谷川知司委員長 ほかに意見ございませぬか。（「ありません」と呼ぶ者あり）総務文教常任委員会の議事録そのものは、皆様方読まれていると思いますが、今後は教育委員会議での議事録を出来上がった時点で、皆様方にお配りしますので、それを読んでいただいて、最終的にどうするかということで、次回委員会を開きたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）当然、今日の議事録も読んでいただいて、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、教育委員会の議事録はいつになるか分かりませんが、教育委員会の議事録が出次第、皆様方にお配りして、なるべく早く委員会を開催したいと思います。どうも今日はお疲れ様でした。

午後2時3分 散会

令和4年（2022年）5月20日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司